

第2期中期目標期間
(平成22～27年度)
自己点検・評価報告書

平成28年3月
保健管理センター

目 次

- I 中期目標期間の実績概要
- II 特記事項
- III 次期中期目標期間に向けた課題等
- IV 中期目標・中期計画ごとの自己点検・評価

I 中期目標期間の実績概要

1. 組織の特徴

保健管理センターは東京工業大学保健管理センター規則において「センターは、保健管理に関する専門的業務を行い、学生および職員の健康の保持増進を図る」（第2条）と規定され、具体的には計10種の業務が示されている（第3条）。すなわち「保健管理に関する実施計画の企画及び立案」を主導するとともに、最大の行事である「定期及び臨時の健康診断」を着実に実施しつつ、適宜の「健康相談及び健康指導」や「救急処置」をおこなうとともに、「感染症の予防」「労働安全衛生」にも寄与している。このようにキャンパスに内在する保健・医療サポートセンターとして安定的に機能することが一方の柱である。同時に当センターでは、「メンタルヘルス相談」及び「心理カウンセリング」を充実させて、個別相談を中心に種々の企画や活動を提示して学生の適応及び成長を支援することがもう一方の柱となっており、言わば心身両面から本学の教育・研究の進展を支える役割を担っていると位置づけられる。さらに、これらの業務を十全に展開していくために「啓発活動及び調査研究」をその任に加え、種々の「専門的業務」に係る期待に込めている。当センターはこれらの業務を、大岡山、すずかけ台両キャンパスにて等価に展開することを旨として活動しており、さらに近年は田町キャンパスでも一定の貢献をおこなうようになっている。

このように多様な役割と活動を担うため、本センターでは以下のような専門資格をもつスタッフから構成されている。常勤教員3名は2名の医師（博士（医学）、産業医、精神保健指定医）と1名の心理カウンセラー（博士（心理学）、大学カウンセラー資格）からなり、これに特任教員のカウンセラー2名（ともに臨床心理士、1名は大学カウンセラー資格）を加えている。また健康診断や日々の保健管理業務の遂行に当たるべく看護師、保健師、薬剤師等の専門資格をもつ職員が計5名（平成26年度より6名）配置されている。その上で非常勤カウンセラー5名（臨床心理士、平成28年度より4名）、非常勤内科医2名が活動を補強している。なお、平成27年からは主として安全管理に従事すべく大学マネジメントセンターに配置された医師1名（博士（医学）、産業医、呼吸器専門医）が当センターの業務に加わっている。また、業務の性質上、女性スタッフの割合が高いことも特徴である。

運営面では、大学より選考された所長（平成28年度よりセンター長：併任／2年任期）が全体を統括し、各部局等から選出された委員からなる保健管理センター運営委員会が審議機関となる。また事務所掌は学務部学生支援課が担い、事務補佐員1名が当センターに配置されている。

2. 実績の概要

A. 医療・保健活動

(1) 学生対象の健康診断の実施と事後指導

保健管理センター全体でおこなう最大の行事である学部新入学生健康診断および在校生一般健康診断、また学生の特種健康診断について、その実施および事後指導を毎年度行なった。

中期目標期間中、学生一般健康診断の充実化として、学部入学年度および大学院入学年度（修士課程・博士課程）に血液検査を導入、疾患の早期発見や生活習慣病予防のための健康指導に役立て

ている。また学生対象の特殊健康診断について、総合安全管理センターと協働しながらその適切な実施、運用について検討を継続している。

(2) 学生、職員の健康・安全増進のための活動 -総合安全管理センターとの連携

センター長および常勤教員は、総合安全管理センターの構成員として全体会議への参加に加え、健康衛生部会や放射線安全部会の構成メンバーとして種々の検討に精力的に携わっている。また医師は学校医という立場に加え、産業医として各キャンパス（事業所）の地区安全衛生委員会の構成員にもなり、毎月の産業医職場巡視を行っている。法人化以降、従前の学生に加え、職場および職員を対象とした産業医業務が増大している。

第1期中期目標期間中に開始した研究室所属学生と職員を対象とした全学的なストレス状況調査を第2期中期目標期間中も平成24年度に実施した。産業医は調査結果を分析・総括し、そこから導かれるストレス対策について、学内のFDやSD、講演会等で発信を行った。また最終年度の平成27年度には、実施が改正労働安全衛生法によって義務づけられたストレスチェックについて、第1期中期目標期間や平成24年度に既に実施している経験を活かしながら、導入に向けた検討を人事課労務室と協働して行った。

(3) 健康安全に関わる教育・啓発活動の充実

学内各所に設置しているAED（自動体外除細動器）の使用方法、また応急処置の基本を広く知ってもらうため、普通救命講習会を毎年度、大岡山、すずかけ台の両キャンパスで実施している。また食育の一環として生協食堂の協力を得て料理教室をすずかけ台で継続的に開催、その他、健康教室（生活習慣病関連）、学外から講師を招いての講演会（総合安全管理センターとの共催）など、トピックスに応じた情報提供や発信を行っている。学部教育では健康科学、人間関係論の講義担当を継続している。さらには、これら日常業務での経験を成果としてまとめ、全国大学保健管理研究集会等の機会に発表している。

(4) 調査・研究活動 -大学院における休学・退学・留年学生に関する全国調査の実施

全国の国立大学法人大学院を対象とした実態調査を本センターが平成15年より継続的に実施、毎年9割以上の大学院の参加を得ている。調査報告書は毎年文部科学省に提出し、重要資料として活用されている。

B. カウンセリング・学生支援活動

(1) 学生支援の礎としての個別相談

本学で学ぶ学生の適応状況に応じた適切な助言と支援を個別に提供しており、相談件数は年々増加傾向にあり年間6,000件を越えている。相談内容は、進路・修学や対人関係に係るものから心理性格や精神症状への対応まで多岐にわたっており、その中で、新入生の戸惑い、学部生の孤立、不登校や引きこもり、研究室における人間関係、ハラスメント防止、さらには発達障害学生への対応や自殺防止対策といった教育支援における課題を抽出する役割をも担っている。また、教職員や親・家族からの相談が年間1,000件を超えており、教育コミュニティとしての連携・協働を深めて、学生がネットワークの中で支えられ、成長していけるよう配慮している。これらの実績と知見を、

成長促進的な講義や学生対応に係る教職員研修に反映させるとともに、学生支援に係る各種の提言や施策に活かしている。

(2) 学生の適応・成長支援のための活動 -学生支援センターへの積極的関与

第1期中期計画に則って平成18年度に設置された学生支援センターについては、基本計画の策定からその後の実際の活動・運営、そして改組に至るまで積極的に関与している。当初の形態では、学習支援部門でカウンセラーが、健康支援部門で医師等が関与してきたが、平成25年度の改組に伴って健康支援については保健管理センターに業務を引き戻すことになったため、新たに設置された相談部門及び自律支援部門の双方に、主としてカウンセラーが関わり、学生相談室との連携、ピアサポートの運営、電話相談デスク（チーフ）、震災復興ボランティア等の諸活動の充実を図っている。

(3) 新たな活動・施策の創出・貢献

文部科学省より採択された学生支援GP（平成18年～22年度）は、カウンセリング等の問題解決型支援と学生参加型の取組による成長促進的支援の循環から、本学の学生支援体制を総合的に充実させていこうとするものであり、カウンセラーが実施チームチーフとして参画し、現在では学生支援センター自律支援部門に引き継がれている。

また、深刻な事案に即応すべく、カウンセラーがチーフとなって電話相談デスクを立ち上げているが（平成21年度）、その後危機的な状況が再来したことから、カウンセラーと医師が中心となって自殺防止に係る提言を作成し（平成26年度）、全学的な注意喚起につなげている。同様に、障害学生支援の体制づくりに向けた提言でも中心的な役割を果たす等、相談活動をベースにした新たな活動・施策の創出を続けている。

(4) 積極的な発信強化と教育・研究との連携

保健管理センターが主催するカウンセリング懇談会等のみならず、全学FDや各部局からの依頼を受けて、アカデミックハラスメントやセクシュアルハラスメント、あるいは自殺防止や適応支援に係る講演・研修を多数担当し、教職員の意識向上ならびに学生対応の改善に大きく貢献している。内容や伝え方に工夫を凝らすとともに、ハラスメント防止教材（事例集やDVD作成）、学生サポートガイドブック（分冊第1号：自殺防止のために／学生支援の基本から）の発刊等も行っている。

また、学生に対しては、各種オリエンテーションや担当講義を通じて、カルト問題、飲酒問題、ハラスメント、引きこもり・不登校等、教育機関として看過することのできない重大な課題に対して、留意点を提示している。また、このような実践を素材とした研究活動を継続的に行い、全国的な学会・研究会等にて発表している。

II 特記事項

1. 優れた点

(1) 健康支援の充実化に向けた継続的な取り組み

健康診断の充実と効率化を同時に図るべく、検査項目や判定基準の見直し、健診の実施体制やデータ処理システム上の改良を継続的に行った。平成 22 年度より学部新入生、翌 23 年度からは大学院入学年度（修士課程、博士後期課程、専門職学位課程）の学生を対象として一般健診に血液検査を導入、また健診結果を時系列データ一覧とあわせ平成 24 年度より教務 Web 上で確認できるようにした。日常の健康相談・診療業務についても、内科医、精神科医がこれにあたることで、心身両面からのサポートが学内において可能となり、必要時の学外医療機関への接続もスムーズにおこなうことができる。

(2) 相談活動（メンタルヘルス相談・カウンセリング）の充実とシステムづくり

本学の個別相談活動は質・量ともに充実しており、全国的にも高い評価を受けている。また医師（精神医学に基づく診療・治療）と心理カウンセラー（臨床心理学に基づく相談・適応援助）がそれぞれの専門性を活かしつつ、協働して相談にあたっていることも特徴である。取扱件数を見るとほぼ一貫して増加傾向を示し（過去 20 年で 6 倍以上）、年間の相談件数は平成 16 年度に 4,000 件、平成 21 年度には 5,000 件を超え、平成 26 年度では 6,559 件に達した（メンタルヘルス相談:1,957 件、カウンセリング:4,602 件）。そのため、カウンセラー 1 人あたりの相談件数は全国平均の約 2 倍になっている。これらの実績をもとに、学生支援センターやハラスメント相談、障害学生支援のシステムづくりに関与するとともに、各種の成長促進的支援や電話相談デスク等、新たな活動の設立・運営にも参画しており、常に教育コミュニティへの貢献と連働を意識した相談活動となっている。

(3) 保健管理・学生支援と教育・研究活動との連関・融合

当センターでは、保健管理・学生支援の諸活動を日常的に展開しているが、その経験の集積をもとに各教員は実践的な研究論文をまとめて、学会発表や学術雑誌への投稿を行った。各教員が協力して行った大学院調査やストレスチェックリスト等も、研究のための研究ではなく、学生・教職員の今日的ニーズを確認する機能を持つとともに、学生への講義や教職員への啓発活動に活かす貴重な基礎資料となっており、さらには大学当局への提言をおこなう等、教育・研究環境の改善に役立てられている。このように実践と理論化が 1 つのサイクルをなすことで提供できる支援が深化・拡大しており、大学という教育研究機関に内在する支援機関ならではの役割を果たしている。

(4) 保健管理・学生支援等に係る全国的な貢献

本センターは全国の国立大学法人大学院を対象とした休学、退学、留年学生に関する実態調査を、平成 15 年より毎年 9 割以上の大学院の参加を得て実施している。調査結果に基づく提言をおこなうとともに、調査報告書は文部科学省でも資料として活用されている。

各教員は文部科学省等の教育行政に係る会合や全国的な協議会・学会等の運営にも適宜参画し、1 名は全国大学保健管理協会（理事）、国立大学法人保健管理施設協議会（理事・副会長）や全国大学メンタルヘルス学会での役職（理事長）に就き、1 名は日本学生相談学会の理事長を務め、自殺防止

や発達障害学生支援に関する全国的な提言書の作成に中心的に関与している。そして各教員とも、行政機関や独立行政法人日本学生支援機構主催の講演会、研修会、また関連学会や他大学での講演・シンポジウム、セミナー講師の要請が多く、可能な限りこれに応じることで全国的な貢献を果たしている。

(5) 表彰

このような実践と研究の成果から、ほぼ同時期に（平成 23 年度）3 種の表彰を受けている。1) カウンセリング活動ならびに学生支援体制の整備に尽力した功績から東工大教育賞、2) 普通救命講習会の継続的な取り組みに対して大学から表彰、3) 結核罹患学生に対する服薬確認の実施に係る取組の研究発表に対して全国大学保健管理研究集会優秀演題、である。

2. 特色ある点

(1) 健康支援と安全管理の有機的サイクル

本学のような理工系大学では、個人の健康管理や健康支援と、教育研究環境の安全管理が有機的に連関することが重要である。学校医と産業医を兼ねている医師や保健スタッフは、その専門性に応じて健康診断の事後フォローや個別の診療・相談活動をおこなう一方で、産業医職場巡視や安全衛生委員会等での検討を通じて環境面の安全管理にも関わることで、学生、教職員の心身の健康支援をソフト、ハードの両面から見渡すことが可能となっていることは大きな特徴といえるだろう。

また医師の専門領域も内科・呼吸器専門医と精神科専門医の両方がいることで、日常的に頻度の高い呼吸器感染症、内科疾患への対応だけでなく、例えば新規の結核罹患者が確認された際に、保健所との連携や学内におけるきめ細かな調整とサポートが可能となり、またメンタル不調の学生や職員に対して専門的なサポートを、学内で大学特有な事情も考慮しながらおこなうことが可能となっている。

(2) 個別相談と学生支援との有機的サイクル

保健管理センターにおけるカウンセリング及びメンタルヘルス相談は個別の対話と支援を何よりも大切に、守秘義務にも十分に留意しながら、学生の心理的な成長と回復を見守ってきた。しかしそれは、決して面接室の中での閉じた関係性に留まるものではなく、キャンパス環境への適応や教育目標の成就に留意するよう促し、常に教育コミュニティに返していくことを意識している。同時に、カウンセラーや医師が種々の研修や委員会にて相談実践に基づいた発信をおこなうことで、教職員が学生にカウンセリングを勧めたり、教職員自身が学生対応をめぐる来談する機会がしばしば見られる。このような相談活動をめぐる望ましいサイクルが、着実な相談件数の増加に結びついている。

また、個別相談活動は学生と大学の状況を最前線で受けとめる機能を有しており、これを通じて得られた知見や課題意識をもとに新たなシステムや施策・活動を提示・創始することが重要な役割となっている。そしてこれらの新たな動向から、改めて潜在していた相談ニーズが浮かび上がり、学生・教職員の来談行動につながるというサイクルが形成されており、このような循環的かつ総合的な学生支援体制の形成に貢献していることが、本学の個別相談活動の大きな特徴となっている。

Ⅲ 次期中期目標期間に向けた課題等

(1) 健康診断・保健管理の新たな方向性の提示と実践

第2期中期目標期間に、各課程の入学年度の学生一般健康診断に血液検査が導入され、健康診断データの電算化による一元管理も概ね可能となった。今後の健康診断の充実化について、検査項目の拡充や適用学年の拡大といった方向性も考えられるが、事後フォローや健康相談へのデータ活用の充実化、学年によって低い受診率の向上のための方策を引き続き検討、実践することが優先すべき課題であろう。とくに受診率向上のための施策については、保健管理センター独自で可能な工夫・対策ではほぼ限界に来ている感があり、大学の理解を得ながら関係部署と連携しながら検討を進める必要がある。

(2) 学生支援体制全体の中での位置づけを明確化

学生支援センターの活動が本格化するにつれ、保健管理センターは学生支援業務の中でどのような位置づけを占めることが望ましいかについて、再検討し、明確化していく必要がある。メンタルヘルス・フィジカルヘルスは健康支援部門の廃止に伴って改めて保健管理センターにて一括して管轄することになった一方、カウンセリングは相談部門において電話相談デスク、ピアサポート等へ直接的に関与するとともに学生相談室との密接な連携を進めている。また、学生支援GPの後継となる自律支援部門に加え、新たに立ち上がったバリアフリー支援部門でも心身両面から引き続き強い関与を要請されている。それぞれにおいて機能分化をどのように推し進めるか、関係各機関とも協議していく必要がある。また、女子学生への支援や増加する留学生へのケアをどのように行うかという課題も大きくなっている。

(3) 安全管理体制全体の中での位置づけを明確化

総合安全管理センターや人事課労務室との組織的連携について、その位置づけと役割を明確化していく必要がある。保健管理センターは大学構成員（学生と教職員）の心身両面へのケアとサポートをその役割として担う組織であり、これに関係する物理的な環境面の安全管理や職員の労務管理を所掌するこれら組織との連携が重要となる。学生、職員に通底する問題と、両者を分けて対象とすべきことがらを整理しながら、それぞれについて実現可能な対処改善を図ることが次期中期目標期間の課題となる。

(4) 教育・研究・発信のさらなる充実

教育面では、教育改革に伴って大幅にカリキュラムが改編されたことから、ひとまず1年生に対する講義担当がなくなり、300番台に位置付けられる「教養特論：人間関係論」と各種教職科目が中心となる。カルト問題や薬物防止等の学生生活の諸側面について扱う適応支援という側面は、オリエンテーション等の工夫やリベラルアーツ研究教育院はじめ各学院との協力のもとで再考していくことになる。その際には、相談・支援活動と成績評価との多重役割を常に念頭におく必要がある。また将来的には、大学院生に対するハラスメント防止や対人関係スキルを扱う心理教育プログラムの導入等も考えられる。一方、研究に関しては、保健管理に関する今日的課題、学生支援や相談活動に係る喫緊の課題等において、各大学との共同研究を進めるとともに、個別にも日頃の実践や専門性に応じた

研究をいっそう展開すべく、日常活動との折り合いが重要となる。さらに研究成果が、各種研修や施策・企画等による発信を通じて、学生・教職員に還元されていくことを目指していく。

(5) (上記全体を可能にする) 人員・施設の整備

保健管理センターに対して寄せられるニーズは多様化するばかりである。例えば産業医の立場からは、ストレス対処、過労防止、研究の安全・健康の推進、感染症対策等があり、これらに対応できるよう、いかに組織的整備を図るかという課題がある。平成 27 年度に大学マネジメントセンター所属かつ保健管理センターにて活動する内科医の配置がなされ、総合安全管理に関しては大きな進展が見られたが、個別相談活動においては特任教員及び非常勤カウンセラーに依拠する割合が高く、安定的な相談活動の展開が危惧されている。また、女性教職員の活躍を支援するあり方を継続的に提示していくことが期待されている。

一方、施設面では、活動の広がりや相談件数の増加に伴い部屋が足りなくなっているという状況にある。これらは(2)、(3)で述べたように、学生支援センターや総合安全管理センターの整備とも連動する面があるが、いずれにしろ、学生支援あるいは安全管理関連の各部局がより連携・協働しやすい学内配置が求められる。

IV 中期目標・中期計画ごとの自己点検・評価

1. 教育に関する目標

(1) 教育の実施体制等に関する目標

中期目標 「I-1-5.教育研究を支える学生支援の重要性について継続的に発信するシステムを強化する。」

中期計画「全学FDや各部局の研修に講師として積極的に参画するとともに、カウンセリング懇談会等、保健管理センターからの発信の機会を増強する。」

<実施内容と達成状況>

各年度ともカウンセリング懇談会を2回（大岡山／すずかけ台各1回）開催するとともに、全学FDおよび各部局・専攻のFDや講習会に講師を派遣した。また、学生相談やハラスメントに係る各種委員会にてレクチャーをおこなうとともに、相談・支援活動での課題意識や学内のニーズに応じて、下記に記すような発信を適宜行った。発達障害に関する研修会（平成22年度／学生支援センターと共催）、食育の観点から料理教室を年に3～4回開催（平成23年度～）、環境安全管理講習会への協力（平成24年度～／テーマは睡眠、禁煙、感染症、睡眠等）、女性のための護身術講座を新たに企画・開催（平成24年度）、化学物質暴露対策に係る要望のあった研究室等（計3ヶ所）にて出前ミニ研修（平成25年度）、海外の大学からの学生支援に関する調査来訪に対応・相互交流（平成25年度）、自殺防止対策に関して教育研究評議会研修に講師を派遣して全学をあげての取り組みへ（平成26年度）、学生の海外渡航前オリエンテーション（平成27年度）、大岡山キャンパスにおける学生の昼食事情に関するアンケート調査と状況改善に向けた対処依頼（平成27年度）等である。

<自己評価判定>

「中期計画を十分に実施している」(Ⅲ)

<今後の課題>

開催形態に工夫をこらすことで発信の機会が増大し、提供しうる内容及び参加者層も着実に広がりを見せているが、FDを開催する部局の偏りは解消されたとはいいがたく、教育改革による大幅な組織改編を見据えて各学院に積極的に働きかけていくことが重要な課題となる。また、ハラスメント防止や障害学生支援、禁煙サポート等、テーマに応じて発信方法を工夫していく必要がある。

(2) 学生へ支援に関する目標

中期目標 「I-1-7.保健管理に係る組織の特性を活かして、安心・安全・快適なキャンパスライフのために貢献する。」

中期計画「学生支援センターにおける学習支援部門（カウンセリング）および健康支援部門（メンタルヘルスおよびフィジカルヘルス）に直接的に関与するとともに、同センターの運営計画および諸活動への参画・協力を進める。」

<実施内容と達成状況>

「学習支援部門」においては学生への個別対応ならびに学生支援の環境づくりのために、カウンセリングと学生相談室との連携を日常的に行うとともに、情報交換会等の機会を活かして密に交流し、「健康支援部門」では健康診断の実施等をめぐって、学生支援と総合安全管理の両面に配慮しながら、健康支援の望ましいあり方について継続的に検討した。さらに中心的に参画している学生支援 GP および電話相談デスクの継続・発展に寄与するとともに、東日本大震災の影響による心身のケア体制を整え、震災ボランティア支援にも積極的に動き、研修会開催やネットワークづくりに貢献した（平成 23 年度～）。

さらに、学生支援センターの改組（平成 25 年度）に伴う「相談部門」「自律支援部門」の設置に貢献して両部門の諸活動に積極的に関与し、前者では学生相談室との日常のかつ密な連携、電話相談デスク（チーフとしての参画）やピアサポートへの研修・助言等、後者では学生支援 GP 後継活動の展開や学生ボランティアの発展に尽力した。また「健康支援部門」の廃止に伴って健康診断の実施方法等を改善しつつ、健康支援の今後のあり方について検討を続け、巡視体制を強化するなかで研究室所属学生へのきめ細やかな個別健康サポートを強化した。さらに、平成 28 年度から障害学生支援の体制整備が義務化されることに伴って、同センターに設けられたカウンセリング・ハラスメント対策企画委員会において「障害学生支援の方針と体制について」の作成・改訂に中心的な役割を果たし、「バリアフリー支援部門」の設置決定に貢献した。

<自己評価判定>

「中期計画を上回って実施している」（Ⅳ）

<今後の課題>

学生支援センターのあるべき姿、あるいは学生支援と安全管理の関係について継続的に検討してきた成果として、問題解決型支援と成長促進型支援の循環という理念に基づいた学生支援センターの改組がおこなわれ、徐々に新しい活動形態が整いつつあるが、さらに障害学生支援および修学支援を含み込んだ充実に向けて意見交換を進めていく必要がある。また、少ない人員で多様な役割を担うことに恒常的に困難が生じている。健康支援では一般健康診断の充実と効率化の両立を、また学生を対象とした特殊健康診断については総合安全管理センターと協力しつつその適正化を図ることが今後の課題となる。

中期計画「来談学生に即応でき、親・家族、関係者にも対応できる相談体制を整備するとともに、ハラスメント防止等、実践に基づいた啓発活動を強化する。」

<実施内容と達成状況>

教育推進室カウンセリング・ハラスメント対策検討WG（平成 25 年度より学生支援センターに移管）と協働して相談体制の現状を分析しつつ、望ましいサポートシステムや啓発活動のあり方について継続的に検討し提言を行った。まず、各学科・専攻に対してハラスメントの実態を報告して対応を促し（平成 23 年度：学勢調査WGとも協働）、親・家族への相談対応をもとに保証人制度について検討・提言をおこなうとともに、田町キャンパス・附属科学技術高校における相談ニーズの高まりに応えるべく、理事・副学長はじめ関係教職員と協議を行い、当センターのカウンセラーを派遣してスクール・

カウンセリングの導入を推進した（平成 24 年度）。さらに、監事監査報告書に対する回答として「自殺防止対策の基本方針と具体的施策」の作成において中心的な役割を果たすとともに、蔵前工業会による新たなキャリア支援の始動にも協力した（平成 25 年度）。また、喫緊課題に対する積極的な啓発に向けた資料として「学生サポート・ガイドブック：新訂版」の分冊第 1 号「自殺防止のために／学生支援の基本から」を作成した。（平成 26 年度）。このように学生支援のあるべき姿について継続的に検討してきた成果として徐々に新しい体制と活動形態が整いつつあるが、さらに障害学生支援および修学支援を含み込んだ充実に向けて働きかけを行った（平成 27 年度）。なお、カウンセリング活動ならびに学生支援体制の整備に尽力した功績から、保健管理センター教員が東工大教育賞を受賞している（平成 23 年度）。

<自己評価判定>

「中期計画を上回って実施している」（Ⅳ）

<今後の課題>

キャンパスの特性や構成員の特徴、親・家族の要望等を考慮した相談体制のあり方、そしてネットワークづくりのさらなる進展は、学生支援センターの改組・充実とも連動した継続的な課題である。また、自殺防止及びハラスメント防止とこれらの前提となる対人関係力の向上を促す啓発活動も求められている。少ない人員で多様な役割を担うことに恒常的に困難が生じているが、平成 28 年度は教育改革に伴い、学生、教員双方に様々な負担が予想されるため、その変化に応じた支援をいかに行うかが課題となっている。

2. 研究に関する目標

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期目標 「I-2-1.多様化する大学院の教育環境について、全国国立大学法人大学院の休学、退学、過年度在籍学生に関する実態調査から分析を行い、長期的な観点を含め、改善のための提言を行う。」

中期計画「全国の国立大学法人大学院を対象とした、休学、退学、留年学生についての実態調査および死亡学生に関する実態調査を毎年度継続して行う。」

<実施内容と達成状況>

国立大学法人保健管理施設協議会メンタルヘルス委員会から本学保健管理センターが委託されるかたちで平成 15 年より開始した本調査は、毎年全国の国立大学大学院の 9 割以上の参加を得て継続実施された。集計結果は年度ごとに報告書としてまとめ、各大学へ配布、文部科学省へは報告書の提出とあわせ、毎年、担当課を訪問し、結果の概略について直接説明を行った。

本調査は、参加大学の保健管理センター教員と関係事務職員の多大な協力により成り立っており、諸外国においても例を見ない、全国規模の長期追跡調査である。調査結果は文部科学省において種々の説明資料として活用され、また大学においては他大学との比較など、学生支援に関する重要な基礎的データとして活用された。

<自己評価判定>

「中期計画を十分に実施している」(Ⅲ)

<今後の課題>

本調査はデータの質を保つために多くの大学の継続的な協力が不可欠である。今後も調査結果の報告およびそこから導かれる提言の発信を続け、全国の国立大学の理解を得つつ調査を継続する。また調査項目の拡充や見直しについて、大学院をとりまく状況の変化も見据えながら今後検討をおこなう。

3. 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(1) 組織運営の改善に関する目標

中期目標 「Ⅱ-1-3.教職員がその能力と個性を十分に発揮できるよう、相談体制の充実と発信強化を進める。」

中期計画「教職員のニーズに即応できる相談体制の整備と、ハラスメント防止等、実践に基づいた啓発活動を強化する。」

<実施内容と達成状況>

教職員のニーズに基づいて、人事課と協力して休職者の復職支援プログラムや適応に苦勞する職員への支援プログラムの検討に着手し（平成 22 年度）、個別事例への対応の蓄積（平成 24 年度～）、先進校の取組の参照（平成 25 年度～）によって、望ましいプログラムの策定に向けて検討を行った。教職員への相談体制としては、産業医として内科医が加わったことにより（平成 24 年度）、フィジカル、メンタル両面からの支援がさらに充実し、実践的検討を経て両者の協働体制がほぼ確立した（平成 27 年度）。また、ハラスメント防止等のための対策について、ハラスメント相談員連絡会議等と連動して検討をおこなっており、相談活動をもとにした簡略な事例集（平成 23 年度）、ハラスメント防止のための啓発 DVD（平成 24 年度）の作成を踏まえて、新規採用教員及び職員研修や主任等への研修、全学および部局 FD 等に積極的に関与した。さらに総務課（危機管理担当）と協力してコンプライアンスに関する全教職員対象の啓発チェックリストと事例集（和文／英文）を作成するとともに（平成 26 年度）、ハラスメント防止をテーマとした「学生サポート・ガイドブック：新訂版」分冊第 2 号の作成を進めた（平成 27 年度）。

<自己評価判定>

「中期計画を十分に実施している」(Ⅲ)

<今後の課題>

学生支援と教職員支援それぞれへの労力の分配、ならびに両者を連動させた望ましいあり方について、教育改革の動向を注視しつつ考慮していく必要がある。特にハラスメント防止は教職員と学生の双方に働きかけていくことが望ましく、具体的な諸活動と体制づくりの両面からさらに検討を進めていく必要がある。

4. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

(1) 評価の充実に関する目標

中期目標 「IV-1-1.教育研究のみならず学生支援・安全管理の活性化に資する評価活動を行う。」

中期計画「保健管理センターの特性に基づいた適正な評価体制を確立するとともに、活動意識の向上や業務の取組改善に繋がるインセンティブ付与を促進する。」

<実施内容と達成状況>

保健管理センターの特性に基づいた試行的評価を継続して検討を行っており、医師・カウンセラー等各専門職の状況に応じた見直しを進め、活動・業務全般を自己点検するとともに、学内外に全体像を提示するために年報を作成・配布した。具体的には、参画している学生支援 GP の最終年度にあたって、学生支援の活動および体制に鑑みた評価方法を立案し、外部評価を実施するとともに（平成 22 年度）、相談活動における評価の観点を検討すべく、カウンセリングのプロセスと転帰に基づく試案を提示した（平成 25 年度）。さらに、さまざまな活動と基礎的な情報を報告する年報と、教員の論考および業績を載せる紀要に分割して編集し、外部評価を受け入れやすい形態とし（平成 26 年度）、速報性と予算の観点からいずれも PDF を Web 上で公開することとした（平成 27 年度）。

<自己評価判定>

「中期計画を十分に実施している」（Ⅲ）

<今後の課題>

試行段階から確定的な評価システムに移行する際の内容や方法をいかに定めるかが課題となるが、学生支援や安全管理に係る評価のあり方は各専門職種の間を考慮する必要があるため、今後ともさらなる検討が必要である。Web による年報・紀要の活用状況に留意し、記載内容や広報のあり方についても検討する必要がある。また、相談活動の相当部分が特任教員及び非常勤講師に委ねられており、安定的な相談体制の構築が望まれる。

中期目標 「V-1-5.健康診断データなど個人の健康情報に関する情報基盤を強化する。」

中期計画「健康診断データについての情報基盤を電算、一元化・高度化し、セキュリティを確保しつつ情報の連携を高める。この実現化のため、学内の関連部署との連携を進める。」

<実施内容と達成状況>

学生一般健康診断のデータについて、平成 23 年度に健康診断結果報告書のフォーマットを時系列データの一覧表示・印刷ができるよう改変を行った。さらに結果報告書をネットワーク上で閲覧できるよう、関連部署とセキュリティの確保に留意しつつ検討を重ね、平成 24 年度より教務 Web を通じた閲覧が可能となった。また平成 25 年度より導入された新健康診断システムの運用面での問題点の洗い出しを継続的におこない、対処、改善を実践した。

<自己評価判定>

「中期計画を十分に実施している」(Ⅲ)

<今後の課題>

今後もシステムおよび運用面での問題点の洗い出しおよび改善点の検討を行い、それに対する対処改善を引き続き図る必要がある。また現行のシステムが平成 30 年で契約期間満了となるため、次期の健康診断システムの導入および運用について、予算措置を含め検討する必要がある。

5. その他業務運営に関する目標

(1) 安全管理に関する目標

中期目標 「V-2-1.健康安全の保持・増進の更なる充実を図る。」

中期計画「キャンパスにおける感染症対策を講じる、また緊急時の基本的な救命救急処置について、これを広く周知するための講習会等を開催する。」

<実施内容と達成状況>

感染症対策として、発症した場合の保健管理センターへの報告について学内で周知を図り、インフルエンザの流行期には週ごとの発生数を集計し、一定以上のレベルに達した際には Web や一斉メールを通じて感染予防のための情報提供と注意喚起を行った。ノロウイルスや他の感染症についてもタイムリーな情報発信をおこなうようにした。新規の結核罹患者へは治療継続のための服薬確認のサポートを保健管理センターでおこなうなど、医療機関、保健所と連携しながら対応した。この看護スタッフによる DOTS（直接服薬確認療法）の経験をまとめた発表は、全国大学保健管理研究集会において優秀演題として表彰された。

緊急時の基本的な救命救急処置を周知するため、毎年、大岡山、すずかけ台の両キャンパスで普通救命講習会を開催した。教職員や学生だけでなく、外国人研究者やその家族を対象とした講習会では英語で開催するなど、回ごとに対象、開催方法を工夫するようにし、広く救命救急処置の知識が広まるよう努めた。このような普通救命講習会の継続的な取り組みに対し、スタッフが大学から表彰を受けた。また実験中の怪我や化学物質暴露への応急処置について、保健管理センターの医師とスタッフが実際に研究室へ出向いて実技練習を含めた講習会を開くことも行った（「出前ミニ研修」）。

<自己評価判定>

「中期計画を上回って実施している」(Ⅳ)

<今後の課題>

学生や教職員を対象とした普通救命講習会や応急処置講習会は、今後も繰り返し開催し、緊急時の対応の普及に努める必要がある。感染症対策では、必要な情報をタイムリーに掲載・配信し、感染症サポート体制の強化を引き続き図るとともに、さらには感染症対応マニュアルの更新や、事例検討会もおこなう。

中期計画「学生の一般健康診断を充実させ、血液検査を導入する。
学生の健康状態を継続的に把握し支援できるように、過去の既往歴を含んだ情報を健診時に PC で閲覧可能にするシステムを構築する。」

<実施内容と達成状況>

学生一般健康診断の充実化では、平成 22 年度より学部入学年度、翌 23 年度からは大学院入学年度（修士課程・博士課程）に血液検査を導入し、疾患の早期発見や生活習慣病予防のための健康指導にその結果を活用することが可能となった。また学生の健康状態を継続的に把握し支援できるように、健康診断結果報告書のフォーマットを時系列データの一覧表示・印刷ができるよう改変を行った。こうした時系列データや既往歴に関する情報は健診システムのネットワークに接続した PC の画面で閲覧できるようになり、健康診断実施の際、これを確認しながら問診や診察をおこなうことが可能になった。

<自己評価判定>

「中期計画を十分に実施している」(Ⅲ)

<今後の課題>

健康診断の充実という点では受診率を上げることが重要であり、そのための方策について大学の理解も得ながら、関係部署と引き続き検討を重ねる必要がある。また学生が自身の健康について理解を深め、健康増進につなげられるよう、Web での情報発信をはじめ、健康診断結果を活用した講習会の企画等、サポートの充実を図る。

中期計画「学生、教職員のストレス、過労防止のための調査と改善策の提言を行う（SRO 運動の推進）とともに、自殺防止等のための総合的対策、QOCL（Quality of Campus Life）向上のための施策についてもこれを推し進める。」

<実施内容と達成状況>

第 1 期中期目標期間中に開始した研究室所属学生と職員を対象とした全学的なストレス状況調査を第 2 期中期目標期間中も平成 24 年度に実施した。産業医は調査結果を分析・総括し、そこから導かれるストレス対策について、学内の FD や SD、講演会等で発信を行った。また平成 27 年度には実施が改正労働安全衛生法によって義務づけられたストレスチェックについて、第 1 期中期目標期間や平成 24 年度に既に実施した経験も活かしながら、導入に向けた検討を人事課労務室と協働して行った。

自殺防止対策については、学生支援センターカウンセリング・ハラスメント対策企画委員会と協働して相談体制の現状を分析し、望ましいサポートシステムや啓発活動のあり方について継続的に提言を行った。そして喫緊課題に対する積極的な啓発に向けた資料として「学生サポート・ガイドブック：新訂版」の分冊第 1 号「自殺防止のために／学生支援の基本から」を作成し、教職員に配布した。

<自己評価判定>

「中期計画を十分に実施している」(Ⅲ)

<今後の課題>

ストレス、過労、自殺防止対策の周知・啓発活動は繰り返し行うことが重要であり、これは学生のみならず教職員についても同様であることを今一度確認し、各方面との連携を引き続きおこなう必要がある。これに関連して、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックを円滑に実施し、データ分析結果を職場改善、セルフケア、高ストレス者への面接指導と必要に応じた措置に結びつけていく。